

令和4年度 江別市住宅リフォーム等工事費支援助成金

実施要領

1. 目的 令和2年1月から我が国で始まった新型コロナウイルス感染症は未だ終息せず、今年に入ってから「オミクロン株」では強い感染力によって広範囲に感染拡大し、北海道では感染者数が過去最多を記録する日も続き、市内各企業の経営や市民生活に多大な影響を与え、先行きが懸念される状況にあります。このような状況を乗り越えるための対策事業の一環として、江別市民の住宅環境改善の促進と裾野の広い住宅関連産業の活性化を図ることを目的として当事業を実施いたします。
2. 事業内容 居住用住宅のリフォーム等工事費（消費税込）の10%にあたる金額を工事された方に直接助成します（1円未満の端数切り捨て）。ただし、住宅リフォーム等工事の着工および完了は下記の工事期間内に行うものとし、支援助成額の上限は1世帯あたり10万円（工事費が100万円を超える場合）とします。
3. 工事期間 令和4年4月20日（水）～令和4年12月10日（土）

■登録業者の申し込みについて

1. 登録条件 この事業を取り扱える施工業者は登録制とし、以下の条件の全てに該当する事業所とします。
 - ① 江別市内に本・支社等があること。
 - ② 中小企業基本法で定める中小企業者であること。
 - ③ 現在、住宅リフォーム等工事を行っていること。
 - ④ 工事発注者からの依頼に応じて上記の工事期間内に住宅リフォーム等工事を着工および完了できる見込みがあること。※登録負担金はありません。
2. 登録受付 令和4年2月18日（金）～3月7日（月）までに登録業者申込書（江別商工会議所ホームページからダウンロード）に必要事項をご記入の上、FAXまたはメール（PDFファイル添付）によりお申し込みください。受信後、翌日までに受付印を押印したものを返信しますので、不着の場合は電話にてご確認ください。
※ 期限後も随時受付いたしますが、市民向けPRチラシに登録業者名は掲載されませんので、ご了承ください。

■住宅リフォーム等工事費支援助成金の申請等について

1. 申請受付 令和4年4月20日(水)から始め、予算額を超過した日に終了します。先着順で受付いたしますが、予算額の超過状況によっては最終日の受付分は抽選となる場合があります。

2. 申請条件 江別市内において自己が所有し居住する専用住宅（マンションは専有部分）または自己が所有する専用住宅と同一区画（マンションは除く）の敷地内で、1社で行う工事費が20万円以上（消費税込）を予定する江別市民。

※ 江別市民とは、江別市内に住民登録している方をいいます。
※ 共同住居（二世帯住宅等）においては、登記が個別にされており、かつ、工事の契約が個別に結ばれる場合のみ、それぞれの世帯主ごとに申請することができます。

3. 申請方法 登録業者は住宅リフォーム等工事を予定し、支援助成金を受けようとする方に対して工事費用見積書を作成し工事契約の成立後、下記①～⑤の書類を工事着工前に江別商工会議所に持参またはメール（PDFファイル添付）により申請してください。
メールの場合はデータ量が大きすぎると送信できないことがありますので、1件ずつ送信してください。受信後、翌日までに受付印を押印したものを返信しますので、不着の場合は電話にてご確認ください。
申請時に必要な書類は以下のとおりです。
 - ① 住宅リフォーム等工事費支援助成金申請書
（江別商工会議所ホームページよりダウンロードしてください）
 - ② 該当する工事の見積書の写し（「〇〇工事一式」表記は不可）
 - ③ 住宅リフォーム工事請負契約書の写し
（工事の契約金額に応じた収入印紙を貼付・割印したもの）
（工事請負契約書がお手元にない場合は、（一社）住宅リフォーム推進協議会のホームページに「住宅リフォーム工事標準契約書」の書式が掲載されているものを参考にしてください）
 - ④ 工事着工前の現場写真（サイズは次のとおり）
 - ・プリント写真の場合 L判
 - ・デジタルデータの場合 A4判に2～3枚貼付※住宅屋根等工事の工程により着工前写真が提出できない場合は、工事開始時に着工前の写真を撮り実績報告時にご提出ください。
 - ⑤ 住宅の所有および居住していることがわかるもの。（申請者の氏名が記載されているもの）
（例）・令和3年度江別市固定資産税・都市計画税納税通知書の写し
（税額欄は黒塗りしてください）
 - ・登記事項証明書（窓口：札幌法務局江別出張所）
 - ・令和3年度または令和4年度名寄帳兼課税台帳（窓口：江別市財務室市民税課）
（令和4年度の台帳は4月1日から発行され、5/31まで手数料無料）

- ・固定資産税を口座振替されている方については「口座振替済通知書」の写し（令和4年1月中旬ごろに対象者に送付されているもの）

- ※ 申請内容によっては追加書類の提出をお願いする場合があります。
- ※ 窓口での受付時間は9時00分～17時00分（土・日・祝日を除く）となります。
- ※ 予算進捗状況管理の都合上、郵送による受付は行いませんので、ご了承ください。

4. 受付手数料

- ①江別商工会議所 会員事業所 無 料
- ② 同 非会員事業所 1件 5,500円（消費税込）

- ※ 受付手数料は申請された月の月末締めまたは申請受付終了後に申請件数分をご請求させていただきますので、請求書到着後2週間以内に振込手数料を差引かずお振り込みくださいますようお願いいたします。
- ※ 受付手数料のご負担は登録業者をお願いするもので、支援助成金申請者をお願いするものではありません。

5. 助成対象外となるもの

- ① 工事期間外に着工または完了する工事費
- ② 江別市外の物件に対する工事費
- ③ 新築工事・中古住宅および住宅用地の取得にかかる費用
- ④ 事業に供するための資産に係る工事費
（例：事務所、アパート、マンション、貸ビル、貸店舗等）
- ⑤ 店舗兼住宅等の居住用部分以外の工事費
- ⑥ 住宅リフォーム等工事に附随しない什器備品類の購入費
- ⑦ 登録業者の代表者および従業員が自社に発注する工事費
- ⑧ その他江別商工会議所が適当でないと判断した工事費

6. 申請後に工事が取消となった場合

やむを得ない事情により支援助成金の申請後に工事を取消（キャンセル）する場合は、登録業者が「住宅リフォーム等工事費支援助成金申請取消依頼書」（江別商工会議所ホームページからダウンロード）に必要事項をご記入の上、江別商工会議所へFAXまたはメール（PDFファイル添付）により速やかに提出してください。

7. 実績報告

申請者は住宅リフォーム等工事が完了し、工事費用を支払い後**2週間以内**に下記①～④の書類を江別商工会議所へ郵送またはメール（PDFファイル添付）により実績報告・支援助成金の請求をしてください。
（報告期限は令和4年12月20日（火）必着）
郵送の場合は申請時にお渡しする専用封筒をご利用ください。
登録業者が代理で手続きを行うこともできます。
メールの場合はデータ量が大きすぎると送信できないことがありますので、申請同様に1件ずつ送信してください。受領後、翌日までに支援助成金の支払予定日をお知らせいたしますので、不着の場合は電話にてご確認ください。

実績報告時に必要な書類は以下のとおりです。

- ① 住宅リフォーム等工事費支援助成金請求書兼工事完了報告書
(江別商工会議所ホームページからダウンロードしてください)
- ② 通帳の表紙および表紙を開いた1・2ページ目の写し(参照1・参照2)
- ③ 工事中(足場の設置確認など)および工事完了後(工事着工前と同じ撮影角度のもの)の現場写真(サイズは次のとおり)
 - ・プリント写真の場合 L判
 - ・デジタルデータの場合 A4判に2~3枚貼付※申請時に提出することができない工事着工前の現場写真がある場合は、併せてご提出ください。
- ④ 申請者が登録業者へ工事費用を支払ったことがわかるもの
(例)・銀行振込明細書の写し
・領収書等の写し(収入印紙を貼付・割印したもの)

※ 実績報告書類の内容を確認した後、江別商工会議所から2週間以内に申請者の預金口座に支援助成金をお振り込みします。

8. 留意事項

- ① 支援助成金申請の受付は予算額に達し次第、終了となります。また、工事完了後に工事費が申請時より変更となった場合の支援助成金額は、減額時は減額後工事費の10%(上限額10万円)、増額時は当初の申請額となりますので、予めご了承ください。
- ② 支援助成金申請後に工事内容の大幅な変更および工事を行う登録業者の変更はできません。
- ③ 支援助成金の申請・実績報告ともに写真が不鮮明となる可能性があるため、FAXによる受付は行いません。
- ④ 支援助成金を申請し、該当した権利を他の人へ譲渡することはできません。
- ⑤ 申請者は支援助成金を受領した後に本事業の条件に該当しないことや不正行為等が判明した場合は、支援助成金相当額を江別商工会議所へ返納してください。また、登録業者についても登録取消とします。

■お問い合わせ先

江 別 商 工 会 議 所

江別市4条7丁目1番地

TEL 382-3121 FAX 385-2100

e-mail gyou2@ebetsu-cci.or.jp (辻)
 sou2@ebetsu-cci.or.jp (塩山)